

第 166 回国会及び第 168 回国会における
最低賃金に係る主な質疑

第166回国会及び第168回国会における

最低賃金に係る主な質疑

○最低賃金制度の見直しについての基本的考え方

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1／29 松本剛明議員（民主） | 2／13 志位和夫議員（共産） |
| 2／23 増原義剛議員（自民） | 2／23 糸川正晃議員（国民） |
| 3／19 小林正夫議員（民主） | 5／24 糸川正晃議員（国民） |
| 6／20 古屋範子議員（公明） | 11／2 古屋範子議員（公明） |
| 11／7 福島豊議員（公明） | 11／20 吉川沙織議員（民主） |
| 11／20 坂本由紀子議員（自民） | 11／20 石井準一議員（自民） |
| 11／20 山本博司議員（公明） | 11／27 石井みどり議員（自民） |

○地域別最低賃金を時間額1,000円以上とすべき

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1／30 志位和夫議員（共産） | 3／20 福島みづほ議員（社民） |
| 5／22 小池晃議員（共産） | 5／24 笠井亮議員（共産） |
| 6／8 高橋千鶴子議員（共産） | 10／5 福島みづほ議員（社民） |

○全国一律最低賃金とすべき

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1／30 志位和夫議員（共産） | 5／22 小池晃議員（共産） |
| 11／20 小池晃議員（共産） | |

○全国最低800円を1つの目安にすべき

- | | |
|----------------|--|
| 3／1 松本剛明議員（民主） | |
|----------------|--|

○ナショナルミニマムを法で定め、そこに地域別最低賃金を上乗せすべき

- | | |
|-----------------|--|
| 5／24 重野安正議員（社民） | |
|-----------------|--|

○全国一律1,000円は理想論で中小企業を圧迫するのではないか。通常の賃金支払能力も考慮し、地域の経済力に見合ったものとすべき。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 3／19 白浜一良議員（公明） | 5／24 江田康幸議員（公明） |
| 6／1 新井悦二議員（自民） | 6／1 古屋範子議員（公明） |
| 6／20 石崎岳議員（自民） | |

○地域別最低賃金を労働者の平均的所得の5割を目標とすべき。

- | | |
|-----------------|--|
| 2／13 志位和夫議員（共産） | |
|-----------------|--|

○生活保護との整合性を図るべき

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 3／12 前川清成議員（民主） | 3／19 白浜一良議員（公明） |
| 5／24 江田康幸議員（公明） | 6／1 新井悦二議員（自民） |

6／1 古屋範子議員（公明） 6／6 細川律夫議員（民主）
6／6 長妻昭議員（民主） 6／13 福島豊議員（公明）
11／7 高橋千鶴子議員（共産） 11／20 吉川沙織議員（民主）
11／27 石井みどり議員（自民） 11／27 山本博司議員（公明）

○生活保護との整合性の考慮によりどの程度上がるのか

2／21 細川律夫議員（民主） 5／9 岡崎トミ子議員（民主）
5／22 小池晃議員（共産） 5／24 園田康博議員（民主）
6／6 細川律夫議員（民主） 6／6 高橋千鶴子議員（共産）
11／2 細川律夫議員（民主） 11／20 石井準一議員（自民）
11／20 山本博司議員（公明） 11／27 津田弥太郎議員（民主）
11／27 小池晃議員（共産）

○減額の特例についての考え方

6／6 山井和則議員（民主） 6／13 福島豊議員（公明）
11／20 谷博之議員（民主） 11／20 坂本由紀子議員（自民）

○産業別最低賃金の見直し

11／2 阿部知子議員（社民） 11／7 高橋千鶴子議員（共産）
11／20 石井準一議員（自民） 11／27 川合孝典議員（民主）

○最低賃金違反の罰則について

6／6 山井和則議員（民主） 6／13 福島豊議員（公明）
11／7 高橋千鶴子議員（共産） 11／20 石井準一議員（自民）

○最低賃金制度の周知広報・履行確保について

6／13 木原誠二議員（自民） 6／13 福島豊議員（公明）
11／7 川条志嘉議員（自民） 11／7 阿部知子議員（社民）
11／20 石井準一議員（自民） 11／27 石井みどり議員（自民）
11／27 川合孝典議員（民主） 11／27 渡辺孝男議員（公明）

○諸外国の最低賃金と比較して低いのではないか

2／23 糸川正晃議員（国民） 6／1 古屋範子議員（公明）

○最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすべき

5／24 園田康博議員（民主） 11／2 細川律夫議員（民主）
11／20 吉川沙織議員（民主）

○中小企業対策とセットで最低賃金の抜本的引上げを図るべき

2／13 志位和夫議員（共産）

○成長力底上げ戦略における引上げの考え方

6／20 石崎岳議員（自民） 11／27 津田弥太郎議員（民主）

○中小企業の生産性向上に向けた取組みの基本的考え方

6／20 古屋範子議員（公明） 11／20 坂本由紀子議員（自民）
11／20 石井準一議員（自民） 11／27 川合孝典議員（民主）

○中小企業への影響とは具体的に何か

6／6 高橋千鶴子議員（共産）

○地域の中小企業の労働者の賃金引上げにより地域経済への波及を図るべき

6／8 高橋千鶴子議員（共産）

○成長力底上げ戦略推進円卓会議と最低賃金審議会との関係について

2／21 細川律夫議員（民主） 6／6 園田康博議員（民主）
6／6 高橋千鶴子議員（共産）

○修正案について

11／7 田村憲久議員（自民） 11／20 小林正夫議員（民主）
11／20 渡辺孝男議員（公明） 11／20 小池晃議員（共産）

○討論

11／7 高橋千鶴子議員（共産） 11／7 阿部知子議員（社民）
11／27 小池晃議員（共産） 11／27 福島みづほ議員（社民）

○松本剛明君

労働政策審議会は、地域別最低賃金の決定基準として生活保護費の整合性を考慮すべきと提案をしておられます。民主党は、地域別最低賃金が生活保護水準を超えた金額となる上り一千円を目標して河井上枝さんと提案いたしましたが、最低賃金制度の根本的な見直しがいつで、安住総理の見識を伺っております。

○内閣総理大臣（安倍晋三卿）

最低賃金制度の見直しがつけてお尋ねがあります。

今国会で提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分な機能があるよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性を考慮するといふ明確な仕立てであります。

また、不払いに係る罰金額の上限を大幅に引き上げることで、労働者が監督機関に対して申請した場合、不利益な取り扱いを行つたことを罰則をもつて禁止することとしており、これまでより実効性が強化されるものと考えております。

なお、最低賃金額を御指摘の通りに算定に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえりて雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○志位和夫君

三つ目は、最低賃金を抜本的に引き上げるといふです。

日本の地域との最低賃金の平均は、時給にしてわずか六百七十三円、労働者の平均賃金のわずか二千一百円で、主張團では最低の水準です。年収二百万円のラインに達するためには、年間約三千時間、過労死ラインを上回るような働き方をしなければなりません。

総理は、最低賃金のこの水準についてどう考えますか。憲法二十五条に明記された生存権の保障から見て余りに低い水準であり、抜本的な引き上げが必要だと考えませんが、我が党は、この要求を強く支持します。

ヨーロッパ諸国は、最低賃金を、当面、労働者の平均所得の五割に引き上げ、六割を目標すといふを決め、アメリカでも、大幅に最低賃金を引き上げようとしています。この世界の動向に照らしても、最低賃金を労働者の平均所得の五割の水準まで引き上げることを目標に、当面、賃給千円以上に引き上げることには合理的な根拠があると考えます。

日本共産党は、最低賃金を抜本的に引き上げ、世界の大多数の国々が既に実施しているように、全國一律の制度にすることを強く要求します。

○内閣総理大臣（佐藤順二君）

最低賃金についてお尋ねがありました。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がヤーフィーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にいたしております。

最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増による事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的である、このように考えております。

まだ、全国一律の制度とするなどについては、

地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、適当でないと考えてます。

○議題がやめられ

○本会議大題（安否質問）

最低賃金についてのお尋ねがありました。

社民党は、どうでどんな仕事をしてこよどく最も低賃給千円以上を保障するような法制度を提唱しています。しかし、この提唱を実現しても、年に一千時間以上働くでも年収11万円です。少なくとも年収11万円以下の人がなぐじてこくじが今の社会に求められているのです。結婚はいのうな理由を理由としてくるのがおかしか。

最低賃金額を御指摘のようご指摘のように抜本的に大幅引き上げるといつては、中小企業を中心として、労働コスト増による事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的であるといえます。

第一の問題ですが、最低賃金の問題について何いたる。

日本における貧困の広がり、子供の貧困の広がりの土台に、最低賃金が世界でも最低水準になつてゐるところ問題があります。日本の地域との

時間、過労死ラインを上回るような働き方をしても年収は1百万円程度で、一人世帯なら貧困ライン以下になつてしまします。

最低賃金とは、この賃金で働かせてもらいいです」と書いて國がお墨つきを与える制度であります。その水準が貧困を選ぶのか過労死を選ぶのかどう一枝見てただきたひんですが、これは、

労働者の平均的所得に対する最低賃金の比率の国際比較のグラフであります。じらんになつてないだけはわかるように、ヨーロッパ諸国では既に四割台を超えて五割を超えてゐる國もあります。

アメリカも最近最低賃金を大幅に引き上げる方針を決め、引き上げようとしています。そういう流れの中で、赤い棒が日本ですが、ひとく日本だけが取り残され、三三%と云う、最低賃金が世界でも最低水準の國になりております。

OECDなど世界で広く採用されている国際基準でありますと、國民の平均的所得の五割以下が貧困世帯とされます。ヨーロッパ諸国は、最低賃金を面倒労働者の平均的所得の五割に引き上げ、さらに六割を目標すことを決めていました。それは、最低賃金で働くても貧困にならない社会が目指すべき当たり前の社会だと考えられてゐるからであります。

我が國でも最低賃金についてこうした考え方をとるべきではないのか。最低賃金で働いても貧困にならない社会、すなわち最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標に根本的に引き上げるという考え方方に立つべきではないのか。現在は平均的所得のわずか三三%ですね。この最低賃金を五

率を目標に引き上げるとしますと、時給で大体千円程度になります。時給千円といふのは、全労連や連合などが労働団体ナショナルセンターの達成を超えて共通して要求している額ですが、我が党は、それに合理的根拠があると言えます。

これは経理に伺います。基本的考え方です。最低賃金で働いても貧困にならない社会を目標にする、そのためには、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標とする。仮にこの水準がすぐに実現できなくとも、考え方として五割を目指せる」とは当然だと言えますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 最低賃金については、低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認識をしております。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう、生活保護の水準とも整合性を図りながら考慮することを明確にすることとしております。

また、ただいま委員がおっしゃった、全国一律に千円にしないところなどございますが、これはやはり、現実面を見てみますと、中小企業を中心とした労働コスト増によって事業経営者が圧迫された結果、かえって雇用が失われるということになる可能性の方が高いのではないか、非現実的ではないかと私は思います。そしてまた、全国一律といふことは、これはやはり、地域によって物価の水準に差がありますし、また生計費も異なつてゐるわけでもございまして、適切ではないのではないかとこう考えております。

いずれにせよ、今回の法案が成立した暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿つた議論を行い、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講じてまいりたいと考へています。

○志位委員 拔本的に引き上げると中小企業の経営を圧迫するということをおっしゃいました。私は、最低賃金の抜本引き上げと同時に並行で、中小企業の営業を支援する政治に切りかえるべきだ、これは同時並行でやるべきだ、いかがですか。

問題になつるのは、例えば大手親企業による単価の買いたたきなど、下請にじめを横行させている政治の責任が問われると私は思ります。例えばあのトヨタの場合、部品関連スーカーなど一次、二次、三次などの下請企業に対して、乾いたタオルを絞るほどまで表現されるコストダウンを要求しています。ある部品メーカーの一次下請は韓国価格と大きく表示された注文書で発注されたといいます。韓国並みの賃金やれと云うことです。

よ。アジア価格とか中国価格などの発注もされるところですが、日本の大もうけを上げてゐる巨

大自動車産業が、下請に対して最低賃金を全く無視した賃金を前提にした単価を要求してくる。こうした下請いじめの無法をやめさせることが必要ではないか。

また、政府が進めてきた規制緩和万能論というの

のは、中小企業を本当に痛めつけています。大型店舗の出店が野放しになった結果、全国の地元の商店街が荒廃させられ、どこでもシャッター通り

です。タクシー業界に規制緩和を押しつけられた結果、タクシー労働者の収入は激減し、多くは最低賃金ぎりぎりの生活を強いられています。平均賃金が地域の最低賃金を下回つてると推定され

た県が、宮崎、大分、高知、島根の四県あります。宮崎のタクシー労働者の時給、御存じでしょう。時給換算わずか五百十八円です。地域最低賃金の六百六円よりもはるかに低い水準で労働を余儀なくされてゐる。中小企業を痛めつけている規制緩和万能論を抜本的に見直すことが必要じゃないでしょうか。

○志位委員 同時に言われますけれども、抜本的に

改革を行います。しかし、その中で、中小企業の実態を見ながら、結果的に経営を圧迫して雇用が失われないようにならなければなりません。そこでも私たちはやはり留意をしなければいけないんです。そして、全国一律であつてはならない。東京と地方とではいわば物価も全然違うわけであります。もう一回答えてください。

○志位委員 同時に言われますけれども、抜本的に改革を行います。しかし、その中で、中小企業の実態を見ながら、結果的に経営を圧迫して雇用が失われないようにならなければなりません。そこでも私たちはやはり留意をしなければいけないんです。そして、全国一律であつてはならない。東京と地方とではいわば物価も全然違うわけであります。かかる生活費も違う中において、そしてその中で地方がその地域の特性を生かして、強さを生かして頑張つてゐるのであれば、その強さを奪つてはならない、私はこのように思ひます。

○志位議員 四十年ぶりの最低賃金制度の改定だと
言われました。最低賃金制度が創設されたのは一
九五九年ですけれども、時の首相は岸信介首相で
ありました。

創設の際にもこれと同じような議論があつたん
ですよ。すなわち、最低賃金制度をつくるよりも
中小企業対策を先行させるべきだ、中小企業を圧
迫するから最賃制はふさわしくないという議論が
あつたんですよ。それに対して当時の岸首相は、
国会答弁でこう言つておる。むしろ並行して進め
るべきだ、この制度が施行され、中小等細企業
の労働条件が改善され、能率も上がり、事
業も安定し、過当の競争もなくなるところこれが
むしろ中小企業の対策としても効果がある、そ
れによって混乱を生ずることはないと考えており
ますと述べておられます。私、立場は違ひますが、
見識ある発言だと思ひます。引き継ぐと云つうの
だらたら、どうどう見識いそがせ継ぐべきではな
いか。

一律の制度は適さないと言いました。しかし、
全国一律の制度をつくるて、地域ごとに上乗せし
たらいいんです。私は、格差と貧困の度合い、こ
れを土台から正していくためにも、最低賃金を抜
本的に引き上げ、全国一律の制度にすることが本
當に強く求められてゐると云つことを強く求め
て、質問を終わりにいたします。

○第三回 細かいことについては今後の法律案等で議論のところで譲るが、だんだん来ておりりますから、最低賃金の問題についてお聞きをしたいといふに思ひます。

大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすべての労働者にとっての安全網として十分に機能するよう、生活保護との整合性も考慮した地域別最低賃金制度の見直しなどを内容とする法案を提案するというふうに書いておられます。現在の最低賃金は地域によっては生活保護を下回ってざるといふとの問題が指摘をされてくるところだけれども、私たち民主党は、現在の田舎制度を改めて、全国一律の最低賃金を決めることができるようになつて、一時間当たり全国平均千円を目指すべき、「つづり提案をしよう」としてあるところでござります。

そこで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、國民が今一番知りたいというか、知りたがりでないことは、大臣が所信表明で述べられた最賃の制度を、生活保護との整合性があるよう上げていく、「こういふ」と言われたんだけれども、では、実際には幾らに上がるのかどうことが最も関心があるだろう。最近は五年間で地域の賃金は四円から五円しか上がりていなければいけないままで、地域の最賃だからわからなくなるというような感じがあるんだろう。地域の最賃はこの程度に上がるんだ、最賃はこの程度に上がるんだと具体的にちょっと示していくだけませんか。そうでないとわからなんですよ。

このため、今国会に提出する改正法案においては、地域別最低賃金について、今先生御指摘のように生活保護との整合性も考慮することを明確にすること、それからまた、不払いに係る罰金額の上限を引き上げることとしております。そして、だんじりによつて、最低賃金制度が完全網としてより一層適切に機能することと考えております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、「公労使三協議成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。が、今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿つた議論を行つて、たゞ大き「現下の雇用、経済情勢を踏まえて適切なる引き上げ等の措置を講じてもいえるものと期待をしておるわけだ」ござま

○細川泰典 今私は、多分そういうふうな御答弁になるのではないかということを予想して、それから先回りで私の方は質問をしたわけですけれども、どうですか、具体的な金額とかそういうようなことは、ここではちよつと言えないと見えないんでしようか。

○青木政府参考人 今大臣から御答弁がございましたように、これは具体的な金額については地方、各都道府県ごとに設置されております地方の

そこで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、國民が今一番知りたいというか、知りたがつてはることは、大臣が所信表明で述べられた最貧の制度を、生活保護との整合性があるように上げない、こういつことを言われたんだけれども、では、実際に幾らに上がるのかということが最も関心があるだろう。最近は五年間で地域の賃金は四円から五円しか上がりっていないわけですが、ますから、地域の最貧だからわからないとうまうな、そういうふうにお答えをしなさいように、どの地域だったかといふふうな基準が変わるからこの程度上がるんだ、最貧はこの程度に上がるんだと具体的にちょっと示していただけませんか。そうでないとわからんんですよ。

○第三回　だがら、地方最貧困議論の中でこれまで一生懸命やつてこられたと思うんですねけれども、それが一円二円の世界で、それではだめだということやるんじゃないんですか。だから、今までじやないんだ、だつたらどうしようふうにやつてどれぐらい上がるんですけど私は具体的に聞いてるんですよ。それは答えられないんですけど。

○第三條（細がこと）これは今後の法律案の議論のとひりで議論をしてもらひたいというふうに思ひます。
それで、あとまた有期労働契約なんかについてもちよとお聞きしたいと思ったんですが、時間がまだなんど来ておりますから、最低賃金の問題についてお聞きをしたくとばらうに思ひます。大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすべての労働者にとっての安全網として十分に機能する

してお詫びをしたんというふうに思います。大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすぐれた労働者にとっての安全網として十分に機能するよう、生活保護との整合性も考慮した地域別最低賃金制度の見直しなどを内容とする法案を提案するというふうに言っておられます。現在の最低賃金制度によっては生活保護を下回りて働くところ

このため、今国会に提出する改正法案においては、地域別最低賃金について、今先生御指摘のよ
うに生活保護との整合性も考慮することを明確に
すること、それからまた、不払いに係る罰金額の
上限を引き上げることとしておりますし、そん
なことによって、最低賃金制度が完全網としてよ
り一層適切に機能することと考えております。
最低賃金の具体的な水準につきましては、公労
使二者構成の地方最低賃金審議会における地域の
実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります
が、今回の法案が成立した際には、各都道府
県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨
に沿った議論を行つた大きめの雇用、経
済情勢を踏まえて適切なる引き上げ等の措置を講じ
てもらえるものと期待をしておるわけですがま

○青木政府参考人 今申し上げましたように、具体的な額の決定につきましては、これはアメリカから除いて多くの国でそうなんありますけれども、審議会方式あるいは協約方式ということです。労使が参画をして決定をしてみるとどうことになりますので、したがつて、そういう中において日本のシステムもそういうことになつてゐるわけになります。

法律としては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたが、したように、生活保護との整合性に配慮する、若しくをやるという趣旨を法律上の要請としてきたところで、と明確にすると云ふことで、それを踏まえて地方の最低賃金審議会で具体的な額を決定していくたゞくところ仕組みになっております。

○第三回 余り繰り返してもしようがないとき
人が、さう私は、最後にお聞きをいたしますけれども、これは内閣府の方からの説明があつたかと思いますが、成長力底上げ戦略というのが今度てきて、戦略構想チームとぶうのができて、それで底上げをしてくるところの中で最質の問題も出でて来ているんです。成長力底上げ戦略、これを実施していくことにおいては円卓会議をつくるところからと言つてはるんですけどけれども、その円卓会議と先ほど言つた地方最質審議会、これとはどういう関係になるんですか。

○青木政府参考人　これは内閣府の方で御議論をされてゐるところうつうに思つておりますけれども、この円卓会議については、これから具体的な中身、あり方を決めていくとどうやうに承知をいたしております。

労使の理解、労使のコンセンサスが極めて大事だ。そういう認識のもとにこうしたものが構想されてくるとどうかうに思っておられます。

○鶴川義眞　これで終わりますが、田舎会議地
方にもつくるんですよ。ちゃんと書いてあります
よ。それは田舎会議で最も決めていくべきうよう
うな書き方ですよ、この戦略チームは。全然違う
じゃないですか。

時間もありませんからこれで終わりますけれど
も、「これからたくさんの方々がいろいろ出てくる
と思いますけれども、またそのときにいろいろと
議論をさせていただきたいと思ってます。
おまけに、ほかにも質問を用意いたしました。
準備をしておたださきましたけれども、時間の関係
で質問できませんでした。その点につぶてはおわ
びを申し上げまして、私の質問は終わります。
ありがとうございました。

びを申し上げまして、私の質問は終わります。
ありがとうございました。

○青木政府参考人 今申し上げましたように、具体的な額の決定につきましては、これはアメリカを除いて多くの国でそうなんありますけれども、審議会方式あるいは協約方式とふうことで、労使が参画をして決定をしているところとござりますので、したがって、そういう中において日本のシステムもそういうことになつてゐるわけになります。

法律としては、先ほど大臣が御答弁申し上げま

○建設政策参考人、巴拿馬会議の方は、いわば、生産性の向上をして賃金の引き上げを行っていくとどうスケジュールを構想していくとどうふうに思つております。具體的に最低賃金を上げるとどう

うことにつけでは、地方の最低賃金審議会で具体的な額を決めていただく。その前提として、生産性の向上でありますとか賃金の引き上げでありますとか、そういうことにつれての労使の大さな合意、コンセンサスをつくるてはこうじうのが田舎会議だとうつうに思っておられます。

○鶴川義眞　これで終わりますが、田舎会議地
方にもつくるんですよ。ちゃんと書いてあります
よ。それは田舎会議で最も決めていくべきう
うな書き方ですよ、この戦略チームは。全然違う
じゃないですか。

時間もありませんからこれで終わりますけれど
も、「これからたくさんの方々がいろいろ出てくる
と思いますけれども、まだそのときにならうると
議論をあわせていただきたい」と思ひます。
おどろきは、ほかにも質問用意いたしました。
準備もしておただまきましたけれども、時間の関係
で質問できませんでした。その点につづいてはおわ
びを申し上げまして、私の質問は終わります。
ありがとうございました。

○増原義剛議員 総理、どうもありがとうございます。

それで、今総理が御指摘になりました。要は、

負の部分と言つてはおかしいんですが、勝ち組、負け組、競争すれば当然それは出でます。しかし、その負け組、それが固定化してはいけないというところだと思うんですね。そういう意味で、先ほど総理も触れられましたけれども、法律改正を含めいろいろの議論をしてくる、その提案をしてきているということになります。

実は、さう、おとといこの予算委員会の公聴会がありまして、公述入の方々からいろいろお聞きをいたしました。

大阪の商工会議所の副会頭の方、約三百人の従業員を持つていらっしゃる中小企業の方なんですが、その方がおっしゃつたのは、正規雇用を採用したいんだけども、自分たちのような中小企業には来てくれないんだといふことを言われてはました。したがつて、派遣とかあるいは外国人労働者の方々に来てもらわないと事業が維持できないんだという御意見もありました。

また一方において、これはキャノンの派遣職員の方で、東京エニオジに入りていらっしゃる方もいました。正規職員と同じようにずっと仕事をしてきてるのに、全く団体交渉権もなければ給与の格差も格段に多い、将来が極めて不安である、何とかこゝを是正してもらえないだろうかと、本当に切なるお声もお聞きしたようなわけであります。

そうしたいわゆる眞の部分でありますけれども、確かに、マクロでは失業率は低下をしてきておりますけれども、個々のミクロを見てひつた場合には、まだまだ多数の問題があるのではないかとうふうふうに思つております。

○細澤国務大臣

そういう意味で、最低賃金法の改正を含めました。

最後に、最低賃金制度のお話をじりあいました。

最低賃金制度が、現在六百七十三円でした。

入るんだといつたのを、ある労働組合の方が産業連

関表を回して試算をされておりました。

いろいろな試算の仕方はあるんだと思います

が、いずれにしましても、二ード、フリーターと

いうのは、厚労省の統計では約二百万人ですか

それとか、派遣とかそれから請負とか、偽装請負に至つては何をか言わんやといふところがあるの

でありますけれども、そういう方々を入れれば三百万とか、いろいろ統計によってございます。

誤差があるのありますけれども。やはりそ

いつた方々に、いろいろなニーズはあるんだと思

うのですが、正規の職員になりたい、ここにあた

りをどのよう吸い上げていくかといふのが大き

いのではないかというふうに思つております。

特に、二ード、フリーターという方々は、社会

のセーフティーネットであります年金とかそういう

ものから漏れているわけですね。かつて、約三

年前に、未納、未加入問題、未納三兄弟とかいっ

て、開いてみたら四兄弟というのもありましたけ

れども、いずれにしましても、未納、未加入を現実につくつちやうわけですね。月に五万円とか十

万円で東京で暮らしていくわけがない、そして、親のところからいるのそこでお世話になり

ておるわけですね。親が、これからは団塊の世代

を中心としてリタイアしていくわけあります。

そうすると、その基盤もなくなつてくる。私は、非常に深刻な問題がそこにあるんだろうというふうに思ひます。

これに対しまして厚生労働大臣から御所見を伺

○糸川委員 それはぜひ意義をしていただかないと、あまたではやはりワーキングプアといふ言葉が使われてゐるわけだと思います。マスコミの間で最もどこのこのワーキングプアといふ言葉が使われておるわけだ。おもづから、ぜひそれは定義をしていただきたいな。

もし、「この底上げ戦略の中の、「ワーキングプア」の問題は正面から取り組む。」とこうふうに書いてしまっている以上、この言葉を使わないのではありません。ここになぜ使わなくなつたのかといふことの説明を入れていただきたい方が理解しやすんじゃないかな。これを全部含んでるんですけど、いうことはなくて、そのように気を使っていたくともうのも、思ひやりのある政府になるんではないでしょうか。そこで、ワーキングプアのこの問題の原因としまして、パートタイマー、フリーター、派遣労働者、こうふう非正規雇用者の増加が差けられるわけでございます。そして、この問題を解決するためには、これら非正規雇用者の賃金の底上げが必要であるわけでございます。これも、さまざまうこの予算委員会でも議論されておりますけれども、その手段として最低賃金の引き上げが必要であるとがつぶやかれて、我々は考へているわけになります。

しかし、「この最低賃金の現状を見て、ますと、青森ですか若手、秋田、沖縄、この四県は時給が六百十円でござります。最高は東京の七百十九円で、ようが、仮に、この六百十円で一日八時間、そして一カ月二十二日間働いたとしましても、月に十万七千七百三十六円しか得られないわけです。これでは、一生懸命働いても貧困から抜け出すことなどができない。これは、働いても働いてもいつの時代にもそういう人がいるのは仕方ないとおつしやられるかも知れませんが、これはやはり何とかしなければならないわけですね。

そこで、政府は、今国会に最低賃金法、これを提出され、地域別最低賃金の決定に際し、生活保護との整合性も考慮する、そういう決定基準を明確にするんだというふうにしておりますけれども、この最低賃金法の改正案としては、最低賃金を引き上げることを念頭に置いたものとこうふうに考えてよろしくんでしようか。

○糸川委員 それでは、「ワーキングプア」の問題は正面から取り組む。」とこうふうに書いてしまっている以上、この言葉を使わないのではありません。ここになぜ使わなくなつたのかといふことの説明を入れていただきたい方が理解しやすんじゃないかな。これを全部含んでるんですけど、いうことはなくて、そのように気を使っていたくともうのも、思ひやりのある政府になるんではないでしょうか。そこで、ワーキングプアのこの問題の原因としまして、パートタイマー、フリーター、派遣労働者、こうふう非正規雇用者の増加が差けられるわけでございます。そして、この問題を解決するためには、これら非正規雇用者の賃金の底上げが必要であるわけでございます。これも、さまざまうこの予算委員会でも議論されておりますけれども、その手段として最低賃金の引き上げが必要であるとがつぶやかれて、我々は考へているわけになります。

○糸川委員 大臣、私は思つてますとどうかとお答えをいたしますが、先ほど私が申し上げたのは、いわば、聞いてもなかなか厳しい状況の方々がおられるのはいつの時代もそうだ。その方々がおられるのは仕方がないということは申し上げていい。そういう方に光を当てていくというのは、これは当然政治の使命だ、こう思つてます。そこで、今、糸川委員が指摘をされたように、最低賃金、セーフティーネットとして十分に機能してあるがどうかとこうことで見ますと、生活保護との水準、「これが逆転をしてる」といふあるわけでござらまじて、そこはやはり働きがないが、ある最低賃金にしていく必要も当然あるのではないかといふことにかんがみ、私は、四十年ぶりのこれはいわば大改正をしなければいけないと思つております。

○糸川委員 大臣、私は思つてますとどうかとお答えをいたしますが、先ほど私が申し上げたのは、いわば、聞いてもなかなか厳しい状況の方々がおられるのはいつの時代もそうだ。その方々がおられるのは仕方がないということは申し上げていい。そういう方に光を当てていくというのは、これは当然政治の使命だ、こう思つてます。そこで、今、糸川委員が指摘をされたように、最低賃金、セーフティーネットとして十分に機能してあるがどうかとこうことで見ますと、生活保護との水準、「これが逆転をしてる」といふあるわけでござらまじて、そこはやはり働きがないが、ある最低賃金にしていく必要も当然あるのではないかといふことにかんがみ、私は、四十年ぶりのこれはいわば大改正をしなければいけないと思つております。